

石川県公報

平成31年4月5日
第13195号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名（財政課）	1	○道路の占用を制限する区域の指定（同）	5
○石川県監査委員の選任（同）	1	○都市計画の変更（都市計画課）	5
○歳入の収納事務の委託（税務課）	1	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告（県民交流課）	5
○指定代理納付者の指定（県民交流課）	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告（経営支援課）	6
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定（障害保健福祉課）	2	○石川県卸売市場整備計画の策定公告（生産流通課）	7
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出（同）	3	○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の公告（森林管理課）	8
○救急病院の認定（地域医療推進室）	3	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	8
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（廃棄物対策課）	3	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告（同）	8
○保安林の指定の解除（森林管理課）	3	○道路の位置の指定公告（建築住宅課）	9
○県道の区域の変更（道路整備課）	4		
○県道の供用の開始（同）	4		

告 示

石川県告示第132号

平成31年4月2日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

金沢市藤江北2丁目107番地 岡部 朋代
金沢市西大桑町8番28号 浜田 孝

石川県告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、平成31年4月3日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

識見を有する者のうちから選任した者

金沢市兼六元町7番32号 奥村 豊美
金沢市窪7丁目316番地1 山本 次作

石川県告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県税のコンビニエンスストア収納事務	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	
	東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート	
	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
	東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	
	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	
	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	
	東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	

石川県告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
V I S A
M a s t e r C a r d
J C B
A m e r i c a n E x p r e s s
D i n e r s C l u b
- 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

石川県告示第136号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
内科	新しくにつく	白山市宮保新町130番地1	新 浩一	平成31年3月15日
耳鼻咽喉科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	酒井 あや	〃
整形外科	〃	〃	清水 義朗	〃
心臓血管外科	〃	〃	安藤 誠	〃

石川県告示第137号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
内科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	藤田 義正	平成30年12月27日
心臓血管外科	〃	〃	四方 裕夫	平成30年12月31日

石川県告示第138号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
加賀市医療センター	加賀市作見町36番地	平成31年4月1日	平成34年3月31日
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	〃	〃

石川県告示第139号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
12	七尾市伊久留町七59番2、七60番1、七60番4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地
13	鹿島郡中能登町花見月ユ14番・15番・16番・17番合併、ユ18番・19番・24番合併、ユ25番、ユ26番、ユ27番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第3号イに掲げる埋立地

石川県告示第140号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所

輪島市門前町二又川壺〇七6の5、8の4、8の5、9の4、9の5、10の5

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成31年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
黒川横山線	下記区間を道路区域に編入する。				津幡土木事務所維持管理課
	かほく市宇気イ131番1地先から かほく市宇気イ130番1地先まで		20.40～24.60	19.9	
内浦柳田線	鳳珠郡能登町字上四七字37番1地先から 鳳珠郡能登町字上四八字28番地先まで	旧	10.20～25.00	162.6	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	14.74～37.34	162.6	
能都内浦線	鳳珠郡能登町字小木口字26番1地先から 鳳珠郡能登町字小木口字25番4地先まで	旧	9.72～14.08	59.5	〃
		新	15.11～22.07	59.5	
小松山中線	加賀市上野町カ119番1地先から 加賀市山代温泉壺七1010番1地先まで 及び 加賀市上野町カ121番1地先から 加賀市山代温泉壺九106番3地先まで	旧	7.30～13.20	830.0	大聖寺土木事務所維持管理課
		新	7.30～13.20 及び 14.00～38.20	830.0 及び 778.0	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	加賀市山代温泉壺九95番7地先から 加賀市山代温泉壺九95番7地先まで		0.43～3.73	31.1	

石川県告示第142号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成31年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
黒川横山線	かほく市松浜イ65番15地先から かほく市宇気ト80番1地先まで	平成31年4月28日	津幡土木事務所維持管理課
内浦柳田線	鳳珠郡能登町字上四七字37番1地先から 鳳珠郡能登町字上四八字28番地先まで	平成31年4月5日	奥能登土木総合事務所維持管理課
能都内浦線	鳳珠郡能登町字小木口字26番1地先から 鳳珠郡能登町字小木口字25番4地先まで	〃	〃

石川県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、その関係図面は、平成31年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	能都内浦線	鳳珠郡能登町字小木口字26番1地先から 鳳珠郡能登町字小木口字25番4地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
〃	小松山中線	加賀市上野町カ121番1地先から 加賀市山代温泉壺九106番3地先まで	大聖寺土木事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月5日

石川県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
加賀都市計画道路 3・4・11号加賀温泉駅前1号線	(1) 追加する区域 加賀市小菅波町1丁目の一部 (2) 変更する区域 加賀市作見町ヲ、作見町リ、小菅波町への各一部	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成31年3月13日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いしかわフードバンク・ネット

3 代表者の氏名

横山 壽一

4 主たる事務所の所在地

金沢市西念3丁目3番5号

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県内のフードバンク団体、福祉団体、子ども食堂、各種団体、自治体、関心を持つ県民と連携し、賞味期限内にもかかわらずさまざまな事情で販売できなくなった、あるいは企業や家庭に備蓄されている食品の寄贈を受けて必要としている団体に届け、食を通じたコミュニティを醸成する活動を支え、食品ロスと福祉の課題を包括的に改善するフードバンク・フードドライブのしくみを石川の地に根付かせ、もって福祉及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス長田町店

小松市長田町口100番 他4筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成30年10月2日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 廃棄物にかかる事項等

・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること。また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。

(2) その他の事項

・小松市景観条例に基づく景観形成重要地域に該当します。当該建築物の建築面積が500㎡を超えるため、事前に届出が必要です。建築物等については、この景観形成基準を遵守するとともに、大規模な建築物であることから周辺の景観等との調和についても配慮願います。

・また、小松市景観計画の変更に伴う屋外広告物の規制強化が実施され、当該地区は規制地域に追加されております。詳細については、まちデザイン課にご相談願います。

・当該地域は、小松市公共下水道の計画区域内であるが、未整備の状態となっております。公共下水道が整備されるまで、合併浄化槽を利用して適正に汚水処理を行って下さい。但し、公共下水道の供用開始後は速やかに公共下水道に接続して下さい。

・下水道整備完了の翌年度に受益者負担金を賦課します。当該地は分流式であるため、宅内排水設備においては、手戻り工事とならないように、汚水系と雨水系を分離した計画として下さい。

・雨水の利用を目的に、雨水貯留槽・雨水浸透桝設置に対して助成制度がありますので、ご活用下さい。

・場内及び隣接用排水路(農業用排水路)の維持管理について、地元生産組合(長田・平面)との協議、確認事項(覚書等)を周知されたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成31年4月5日から同年5月7日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ向本折店

小松市向本折町ニ18番1 外7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成30年11月9日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要充足等交通に係る事項

- ・新設出入口について、乗入位置、幅、舗装構成の詳細協議を道路河川課と願います。
- ・既存乗り入れ口封鎖について、歩道構造物等の詳細協議を道路河川課と願います。

(2) 騒音の発生に係る事項

- ・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音防止意識の徹底に留意すること。
- ・当該地域は騒音規制法の第2種区域(振動規制法の第1種区域)に指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること。また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること。

(3) 廃棄物にかかる事項等

- ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届をエコロジー推進課に提出すること。また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。
- ・污水対策として設置する排水設備に関して、上下水道管理課と事前に協議して下さい。

(4) その他の事項

- ・小松市景観条例に基づく景観計画区域に該当します。当該建築物の建築面積が1,000㎡を超えるため、まちデザイン課に事前に届出が必要です。建築物等については、この景観形成基準を遵守するとともに、大規模な建築物であることから周辺の景観等との調和についても配慮願います。
- ・雨水流出抑制施設の設置について、現段階の基準では調整池設置の義務はないが、「小松市総合治水対策の推進に関する条例」の対象となる開発事業等に該当し、計画面積も大きい(A=8,462㎡)ことから、可能であれば雨水流出抑制施設の設置の検討をお願いしたい。
- ・場内及び隣接用排水路(農業用排水路)の維持管理について、加賀三湖土地改良区・向本折土地区との協議、確認事項(覚書等)を周知されたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成31年4月5日から同年5月7日まで

石川県卸売市場整備計画の策定公告

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第6条第1項の規定により、平成32年度を目標年度とする石川県卸売市場整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、石川県農林水産部生産流通課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

林業種苗法に基づく生産事業者の登録の公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	氏名及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地	登録年月日
		種 穂		苗 木			
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成		
612	金沢市長坂3丁目5番14号 山岸 大樹郎			○		金沢市長坂3丁目5番14号 山岸 大樹郎	平成31年 3月29日
613	小松市長谷町ヨ244番地 かが森林組合 代表理事組合長 田中 隆平			○		小松市長谷町ヨ244番地 かが森林組合	平成31年 3月29日
614	輪島市町野町金蔵オ35番地 川島 信一			○		輪島市町野町金蔵オ35番地 イチイ造園	平成31年 3月29日
615	金沢市永安町77番地 金沢森林組合 代表理事組合長 門村 和永			○		金沢市永安町77番地 金沢森林組合	平成31年 3月29日

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、輪島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
輪島都市計画道路 (3・3・1号 本町宅田線)	石川県土木部都市計画課及び輪島市建設部都市整備課

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
金沢都市計画及び白山都市計画下水道事業 犀川左岸流域下水道 (犀川左岸処理区)	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 (石川県土木部都市計画課)	(1) 収用の部分 昭和62年建設省告示第2144号、平成4年建設省告示第599号、平成6年建設省告示第1468号、平成8年建設省告示第1961号及び平成12年建設省告示第2106号の事業地に金沢市豊穂町を加える。

			(2) 使用の部分 昭和62年建設省告示第2144号、平成4年建設省告示第599号、平成6年建設省告示第1468号、平成8年建設省告示第1961号及び平成12年建設省告示第2106号の事業地のうち、金沢市豊穂町地内において事業地を変更する。
小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道事業 加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 (石川県土木部都市計画課)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ24番7	幅員 6.00m 延長 37.95m	河北郡津幡町字北中条五号54番地3 加陽産業有限公司	平成31年3月25日

